



## 知っていますか？災害時要援護者登録制度

▶申し込み・問い合わせ 福祉課 ☎73-3015

### 災害時要援護者登録制度とは

市では、災害などが発生したとき、避難所へ避難することが困難で、家族などの支援が十分に受けられず、地域の皆さんの支援を必要とする人（災害時要援護者）に、災害情報の提供や避難の手助けが素早く、安全に行われるようにするために、災害時要援護者登録制度を設けています。災害時要援護者の避難支援は、地域支援者（隣近所に住んでいて、支援していただける人）や自主防災組織、自治会など、地域の皆さんによる助け合いが基本となります。

### 災害時要援護者登録の対象者

- ① 在宅で生活する次の人が対象です。
- ① 介護保険の要介護認定を受けた人
- ② 身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人
- ③ 65歳以上の一人暮らし高齢者およびこれに準ずる世帯の人
- ④ ①から③以外で、避難の際に地域の皆さんの支援が必要な人

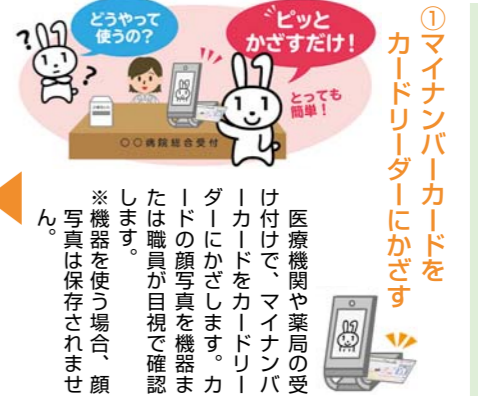


令和3年3月から

## マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005

### 健康保険証としての使い方



### ②オンラインで医療保険資格を確認！

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

### 利用には事前に登録が必要です

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、事前登録が必要です。

### 通知カードの取り扱いが5月末から変わります

通知カードの再発行や、氏名・住所変更に伴う記載の変更ができません。5月末以降はマイナンバーカードの申請をお願いします。



令和2年度かがわ緑のカーテンコンテスト

## 緑のカーテンコンテストの作品を募集します

▶申し込み・問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

### 応募資格

市内の家庭、事務所および学校などで、つる性の植物などを使って今年「緑のカーテン」の設置に取り組み個人・団体

### 応募部門

- 【家庭部門】市内で自らが居住している個人住宅
- 【事業所部門】市内の事務所、店舗、工場など
- 【学校・保育所・公共施設部門】市内の学校、保育所（幼稚園含む）、公共施設

### 提出物

- ① 実施宣言書（任意）
  - (1) 提出期間…5月1日（金）～9月30日（水）必着
  - (2) 提出方法…電子メール・郵送・持参・FAXのいずれか
  - ② 実施報告書および緑のカーテンの写真（必須）
  - (1) 提出期間…8月3日（月）～9月30日（水）必着
  - (2) 提出方法…電子メール・郵送・持参のいずれか（FAX不可）
- ※実施宣言書および実施報告書は、環境衛生課または各支所の窓口にあります。市ホームページからもダウンロードできます。
- ※三豊市への応募は、同時に香川県のコンテストへの応募にもなります。

### 提出先 環境衛生課

### 地域支援者とは

災害時要援護者を普段から見守り、災害時には必要な情報を伝えたり、一緒に避難したりすることを心がけてくれる人です。決して責任を伴うものではありません。できる範囲で支援をお願いします。

### 申請方法

制度への登録を希望する人は、地域支援者を自分で見つけて、福祉課または各支所に登録申請書を提出してください。地域支援者を見つけたことが困難な場合は、自治会長や民生委員・児童委員にご相談ください。市は、登録申請書をもとに登録台帳を作成し、その台帳を災害時要援護者が居住する地区の自治会長や民生委員・児童委員に提供し、災害時に避難誘導などの支援を行っていただけのように要請します。

### 登録を希望する人は、個人情報

が、個人情報が地域の皆さんに提供されることに同意の上、申請してください。詳しくは、福祉課までお問い合わせください。



## 介護職員初任者研修費の一部を補助します

▶申し込み・問い合わせ 介護保険課 ☎73-3017

介護職員初任者研修を受講し、市内事業所に就業する人に経費の一部を補助します。

### 対象者

- ① 次の①から④の条件を全て満たす人
  - ① 申請年度の前年度1月1日以前から継続して市内に住所を有し、かつ住民基本台帳に記録されていること
  - ② 市税の滞納がないこと
  - ③ 介護職員初任者研修を受講し、申請年度の3月31日までに介護職員初任者研修を修了していること
  - ④ 介護職員初任者研修修了後に、市内に所在する介護保険サービス事業所に就業していること、または申請年度の次年度の初日からの就業について同介護保険サービス事業所より内定を得て就業予定であること
- 補助金額 最大40,000円
- ※受講料が40,000円より少ない場合はかかった費用を補助します。

### 交付申請手続に必要なもの

- ① 介護職員初任者研修補助金交付申請書
  - ※申請書は介護保険課で配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。
  - ② 住民票の写し
  - ③ 介護員養成研修事業者が発行する受講費用などの領収書
  - ④ 完納証明書
- なお、詳細は介護保険課にお問い合わせください。



## 国民健康保険の税率・限度額を改正しました

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006（保険税の課税に関すること）  
健康課 ☎73-3014（資格の異動、給付に関すること）

区分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分(40歳～64歳)
所得割	7.4% (7.3%)	2.6% (2.2%)	2.2% (2.0%)
資産割	なし	なし	なし
均等割 (1人当たり)	29,000円 (28,000円)	8,400円 (7,000円)	8,000円 (7,000円)
平等割 (1世帯当たり)	27,000円 (26,000円)	8,400円 (7,000円)	8,000円 (7,000円)
最高限度額	63万円 (61万円)	19万円 (19万円)	17万円 (16万円)

4月1日に国民健康保険の税率および限度額を改正しました。国民健康保険制度を将来にわたって維持していくために必要な改正ですので、ご理解をお願いします。また、会社の健康保険などに加入もしくは離脱した人は、14日以内に健康課または各支所で届け出を行ってください。届け出により国民健康保険資格の取得・喪失を行い、保険税の算定を行います。なお、届け出がないと保険税と二重に支払ってしまうことがあります。必ず届け出を行ってください。